

特定非営利活動法人 フードバンクベイサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は特定非営利活動法人フードバンクベイサポート（以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 本会は、生活に困窮する人々や子どもをはじめとする地域住民に対し、食品の提供及び相談支援を行うとともに、世代を超えて安心して集い交流できる居場所を提供し、地域における相互扶助と共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる活動のうち、次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生活困窮者、ひとり親家庭、障害のある人などへの食品提供事業（フードパントリー）
- (2) 子どもや大人が安心して過ごせる居場所づくり事業（交流スペース、学習支援、地域カフェ、相談会等）
- (3) こども食堂、福祉施設への食品提供事業
- (4) フードドライブに関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体を指し、法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、本会のホームページにある会員申込欄から、または理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、申込者が前条に定める条件に適合すると認める場合、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。なお、正当な理由には、暴力団関係者であること、過去に本法人から除名されたことなどを含む。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、事業年度開始の日から2カ月以内に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務権限)

第15条 理事長は、本会を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 役員のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本会の事務を処理するため、本会に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 21 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 会員の除名に関する事項
- (9) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第 29 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会の開催場所に赴くことができない会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって総会に出席し、表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につい

て書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 4 前2項の規定により表決した会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び出席者数（ウェブ会議の方法、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会の開催場所に赴くことができない理事は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって理事会に出席し、表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（ウェブ会議の方法、書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 40 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の区分及び管理）

第 41 条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

- 2 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業年度）

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 45 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 本会は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

- 2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由により解散する場合は、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 本会が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 50 条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 雑則

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人
入力情報欄に掲載して行う。

(施行細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定
める。

附 則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	後藤 賢二
副理事長	田中 康洋
理事	寺門 勇
監事	芳澤 宏明
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から
2028 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定め
るところによるものとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3
月 31 日までとする。
6. 本会の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 年会費 会員 個人 一口 3,000 円 (一口以上)
 - ② 年会費 会員 団体 一口 10,000 円 (一口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンフードバンクベイサポート
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

役名	フリガナ氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	ごとう けんじ 後藤 賢二		なし	理事長
理事	たなか やすひろ 田中 康洋		なし	副理事長
理事	てらかど いさむ 寺門 勇		なし	
監事	よしざわ ひろあき 芳澤 宏明		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

現在、物価高騰や雇用不安などの要因により、ひとり親家庭や生活困窮者の方々が、日々の食事の確保に困難を抱えるケースが増加しています。もう一方で、企業や家庭からは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品が多く発生しており、食品ロスの問題も深刻化しています。こうした状況は、特にひとり親家庭の親御さんを孤立や、子どもたちの健やかな成長や地域の福祉に大きな影響を及ぼしています。

私たちはすべての人が、経済状況にかかわらず、安心して食事を得られる社会の実現が望ましいと考えます。特に、子どもたちが空腹を抱えることなく、地域の中で健やかに育ち、ひとり親家庭や生活困窮者が孤立せずに支援を受けられる環境が整うことが理想です。また、食品ロスが削減され、資源が有効に活用される社会の形成も重要です。

この課題に対する解決策として、地域の企業・団体・個人から提供された食品を、必要とする方々へ届ける「フードバンク活動」が有効です。食品の寄贈と配布を通じて、支援を必要とする家庭や子ども食堂に食料を提供することで、生活の安定と地域のつながりを促進します。また、食品ロスの削減にもつながり、環境負荷の軽減にも寄与します。食品の配布の場を通じて、世代を超えて安心して集い交流できる居場所を提供し、更には支援が必要な方には地域の福祉関連施設や子ども食につなぐことで、助け合える地域の交流が育めると考えます。

私たちは任意団体として、横浜市西区、中区、および保土ヶ谷区を中心とする地域のひとり親家庭、子ども食堂、福祉関連施設への食品提供を中心に活動してきました。企業や個人からの寄贈を受け、定期的に食品を仕分け・配送し、必要とする団体や家庭に届ける活動を行ってきました。また、地域の福祉団体や行政との連携を図りながら、支援の輪を広げてきました。

今後は、特定非営利活動法人として、より安定的かつ継続的な食品支援体制を構築し、横浜市内で私たちフードバンクの活動が必要とされる地域の、ひとり親家庭、子ども食堂、生活困窮者を対象とした支援活動を拡充していきます。食品の受け入れ・保管・配布の体制を整え、地域のネットワークを活かした支援を行うことで、福祉の向上と食品ロス削減に寄与します。これらの活動は、地域住民をはじめとする不特定多数の方々の生活の安定と安心に貢献するものであり、公益性の高い取り組みです。

任意団体としての活動には限界があり、継続的な支援体制の構築や社会的信用の確保、助成金申請などの面で法人格の取得が必要とされます。営利を目的としない活動であることから、公益性と非営利性を兼ね備えた「特定非営利活動法人」として設立することが最も適していると判断しました。

令和7年12月15日

法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

設立代表者 後藤 賢二

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

1 事業活動方針

法人設立を機に既に連携している横浜市西区、中区の活動区域に含め、横浜市保土ヶ谷区、戸塚区などを新たな活動区域として、地域の食の支援活動に注力する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①生活困窮者、ひとり親家庭、障害のある人などへの食品提供事業（フードパントリー）

- ・内 容 主にひとり親さん家庭に向け、食品の無償配布会を実施する
- ・日 時 毎月一回
- ・場 所 ほどがや地域活動ホーム ゆめ
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 地域のひとり親さん家庭 20 人
- ・支出見込額 735,000 円

②子どもや大人が安心して過ごせる居場所づくり事業（交流スペース、学習支援、地域カフェ、相談会等）

- ・内 容 食品の無償配布会に合わせて喫茶コーナーを設置し、交流スペースの場として提供する。併せて、子どもが安心して遊べるスペースも準備し、親子で過ごせる居場所機能を整備する。更に、基幹相談支援センターや児童家庭支援センターのスタッフにも常駐願い、相談会の場を設ける。
- ・日 時 毎月一回
- ・場 所 ほどがや地域活動ホーム ゆめ
- ・従業者人員 4 人
- ・受益対象者 地域のひとり親さん家庭 20 世帯
- ・支出見込額 0 円

③こども食堂、福祉施設への食品提供事業

- ・内 容 子ども食堂、地域福祉施設への食品配送
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市西区、保土ヶ谷区、中区を主とする地域
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 子ども食堂 5 か所、地域福祉関連施設 2 か所
- ・支出見込額 200,000 円

④フードドライブに関する事業

- ・内 容 家庭の余剰食品を寄付願い、それを集荷する活動
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市西区、保土ヶ谷区を主とする地域
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 フードパントリー、子ども食堂と福祉関連施設 20 名と 7 団体
- ・支出見込額 100,000 円

令和9年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

1 事業活動方針

横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、戸塚区などの活動区域に、新たに旭区、栄区などを活動区域として加え、地域の食の支援活動に注力する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①生活困窮者、ひとり親家庭、障害のある人などへの食品提供事業（フードパントリー）

- ・内 容 主にひとり親さん家庭に向け、食品の無償配布会を実施する
- ・日 時 毎月一回
- ・場 所 ほ도가や地域活動ホーム ゆめ
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 地域のひとり親さん家庭 40人
- ・支出見込額 435,000円

②子どもや大人が安心して過ごせる居場所づくり事業（交流スペース、学習支援、地域カフェ、相談会等）

- ・内 容 食品の無償配布会に合わせて喫茶コーナーを設置し、交流スペースの場として提供する。併せて、子どもが安心して遊べるスペースも準備し、親子で過ごせる居場所機能を整備する。更に、基幹相談支援センターや児童家庭支援センターのスタッフにも常駐願い、相談会の場を設ける。
- ・日 時 毎月一回
- ・場 所 ほ도가や地域活動ホーム ゆめ
- ・従業者人員 4人
- ・受益対象者 地域のひとり親さん家庭 40世帯
- ・支出見込額 0円

③子ども食堂、福祉施設への食品提供事業

- ・内 容 子ども食堂、地域福祉施設への食品配送
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市西区、保土ヶ谷区、中区を主とする地域
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 子ども食堂 5か所、地域福祉関連施設 2か所
- ・支出見込額 200,000円

④フードドライブに関する事業

- ・内 容 家庭の余剰食品を寄付願い、それを集荷する活動
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市西区、保土ヶ谷区を主とする地域
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 フードパントリー、子ども食堂と福祉関連施設 40名と7団体
- ・支出見込額 100,000円

2026年度活動予算書
 成立の日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,200,000	1,200,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,280,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
支援物資購入費	200,000		
車両費	200,000		
運搬費(事業)	0		
旅費交通費(事業)	100,000		
消耗品費(事業)	380,000		
賃借料	120,000		
通信費(事業)	10,000		
印刷製本費(事業)	15,000		
会議費	10,000		
その他経費計	1,035,000		
事業費計		1,035,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	100,000		
消耗品費	50,000		
通信費	5,000		
広報費	30,000		
会議費	5,000		
印刷製本費	5,000		
租税公課	10,000		
振込手数料	5,000		
その他経費計	210,000		
管理費計		210,000	
経常費用計			1,245,000
当期経常増減額			35,000
III 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			35,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			35,000

2027年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクベイサポート

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	110,000	110,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	120,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	800,000	800,000
4. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,030,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
支援物資購入費	200,000	
車両費	200,000	
運搬費(事業)	0	
旅費交通費(事業)	100,000	
消耗品費(事業)	180,000	
賃借料	20,000	
通信費(事業)	10,000	
印刷製本費(事業)	15,000	
会議費	10,000	
その他経費計	735,000	
事業費計		735,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	100,000	
消耗品費	50,000	
通信費	5,000	
広報費	30,000	
会議費	5,000	
印刷製本費	5,000	
租税公課	10,000	
振込手数料	5,000	
その他経費計	210,000	
管理費計		210,000
経常費用計		945,000
当期経常増減額		85,000
III 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		85,000
前期繰越正味財産額		35,000
次期繰越正味財産額		120,000